

審査基準

審査事項	細審査項目	個別審査基準	審査	点数	配点	確認	審査項目の考え方
1 施設の老朽度及び整備区分について(計70点) 加算①	(1) 老朽度調査について(最大20点)	①老朽度の基準を下回っている全面改築の計画である。	A ①に該当する。	20	20	<input type="checkbox"/>	整備区分によってそれぞれ点数をつけていく。 木造・非木造それぞれの基準点が違うためそれぞれで一番老朽度の基準が下回っている施設に加点する。 登記簿に記載の建築年月日とする。なお、経過基準日は令和6年9月1日時点として経過年数を求める。 独自で耐震診断を行った結果左記のような結果が出た施設に加点する。
		②老朽度の基準を下回っている一部改築の計画である。	B ②に該当する。	15		<input type="checkbox"/>	
	(最大10点)	③各構造において老朽度の基準が最も下回っている施設である。	加算 ③に該当する。	10	10	<input type="checkbox"/>	
	(2) 耐用年数について(10点)	①耐用年数を過ぎた施設を整備する計画である。	①に該当する。	10	10	<input type="checkbox"/>	
	(3) 耐震診断について(30点)	①独自で耐震診断を行った結果、倒壊する恐れがあるなどの危険がある結果となっている場合。	①に該当する。	30	30	<input type="checkbox"/>	
2 医療的ケア児や特別支援保育の受入の充実について(計16点)	(1) 設備について(最大8点)	①玄関(玄関前を含む。)に段差がない又はスロープが設置されている。 ②各室の出入口に段差がない。 ③階段移動をなくすための配慮がされている。(平屋建て、エレベーターなど) ④必要に応じて個別対応を行える個室が設置されている。 ⑤多目的トイレが設けられている。 ⑥体温調整が苦手な児童に対応した空調設備等が設置されている。 ⑦思いやり駐車場等の送迎時における駐車スペースが確保されている。 ⑧停電時において医療機器を利用できる非常用電源装置が整備されている。	A ①～⑧の全てが該当する。	8	8	<input type="checkbox"/>	
			B ①～⑧の7つが該当する。	7		<input type="checkbox"/>	
			C ①～⑧の6つが該当する。	6		<input type="checkbox"/>	
			D ①～⑧の5つが該当する。	5		<input type="checkbox"/>	
			E ①～⑧の4つが該当する。	4		<input type="checkbox"/>	
			F ①～⑧の3つが該当する。	3		<input type="checkbox"/>	
			G ①～⑧の2つが該当する。	2		<input type="checkbox"/>	
			H ①～⑧の1つが該当する。	1		<input type="checkbox"/>	
	(2) 医療的ケア児の受入計画について(最大4点)	①医療的ケア児の受入計画が適切かつ十分である。 ②受入計画に基づき、その他必要な付帯設備について適切に考えられている。	A ①及び②が該当する。 B ①が該当する。	4 2	4	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	(3) 特別支援保育について(最大4点)	①特別支援保育の受入計画が適切かつ十分である。 ②受入計画に基づき、その他必要な付帯設備について適切に考えられている。	A ①及び②が該当する。 B ①が該当する。	4 2	4	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
3 保育環境の改善・向上について(計54点)	(1) 保育室の面積について(0,1歳児の定員数と乳児室及びほふく室の面積、また2歳から5歳の定員数と保育室の面積(遊戯室を除く。))の両区分の面積(最大7点)	①保育室の面積が両区分ともに、施設基準上の必要面積の140%以上	A ①に該当する。	7	7	<input type="checkbox"/>	
		②保育室の面積が両区分ともに、施設基準上の必要面積の120%以上	B ②に該当する。	4		<input type="checkbox"/>	
		③保育室の面積が両区分ともに、施設基準上の必要面積の100%以上	C ③に該当する。	1		<input type="checkbox"/>	
	(2) 各種施設計画について(最大4点)	①仮設施設を要さない整備計画など、工事中も子どもの保育環境に配慮したものである。	A ①～④のすべてが該当する。	4	4	<input type="checkbox"/>	①仮設施設を要さない場合においても保育環境の低下に繋がる場合は点数としない。
		②児童用の便器の数について、大便器(計画定員÷20)個+1、小便器(計画定員÷30)個+1のいずれについても、それ以上の個数を設置している。	B ①～④の3つが該当する。	3		<input type="checkbox"/>	②小数点以下は切上とする。
		③相談事業等を行う個室が、施設内に独立して設けられている(一時預かり事業専用室及び放課後児童クラブ専用室は除く)。	C ①～④の2つが該当する。	2		<input type="checkbox"/>	③個室に限定したものである。
		④おもちゃ交換台やベビーベッドを配置する等、おもちゃを使用している子どもについて配慮された計画となっている。	D ①～④の1つが該当する。	1		<input type="checkbox"/>	④通常の保育時間に限らず、子育て支援事業等で施設を利用される保護者を考慮
	(4) 保育従事者について(最大4点)	①職員休憩室を設けている計画となっている。	A ①、②の2つが該当する。	4	4	<input type="checkbox"/>	現段階で既に職員休憩室を設けている場合は2点とする。
		②有資格者の負担軽減のため、保育士の加配や事務員の配置等の人員体制を整えている。	B ①、②のうちいずれか1つが該当する。	2		<input type="checkbox"/>	有資格者の負担軽減を考慮した制度活用が行われているか。
	(5) 屋外遊戯場について(1点)	①2歳以上児に必要な屋外遊戯場の面積を園舎と同一の敷地内又は隣接する土地に確保する。	①に該当する。	1	1	<input type="checkbox"/>	幼保連携型認定こども園を計画する場合は必須である。
	(6) 保護者の利便性について(4点)	①施設と隣接して駐車スペース「計画定員数÷20」台以上(※1台未満の端数がある場合は切上)のスペースを確保し、又それとは別に「計画定員数÷10」台以上(※1台未満の場合は切上)のスペースを確保する計画である。	①に該当する。	4	4	<input type="checkbox"/>	隣接とは一般的に考えられる、正面駐車場・側面駐車場・正面裏駐車場等である。
	(7) 危険箇所の改善について(5点)	①既存施設で生じている危険箇所を改善する計画である。	①に該当する。	5	5	<input type="checkbox"/>	既存施設で生じている危険箇所を改善する計画となっているか。
	(8) 職員について(3点)	①今回の整備計画について職員に対し、意見・要望を聞く策を講じており、その結果を整備計画に反映している。	①に該当する。	3	3	<input type="checkbox"/>	意見・要望の聞き取りを行った添付書類(通知文や開催したことがわかる資料等)を提出すること。
	(9) 保護者について(3点)	①利用している保護者や地域住民に対し、意見・要望を聞く策を講じており、その結果を整備計画に反映している。	①に該当する。	3	3	<input type="checkbox"/>	聞き取りを行ってれば加算とする(聞き取りを行った結果、意見・要望等がなかった場合も加算)。
	(10) 自己財源について(2点)	①借入金の予定がない。	①に該当する。	2	2	<input type="checkbox"/>	
②借入金の予定がある施設の中で、整備事業費に占める借入金の比率が、最も低率である。		加算 ②に該当する。	1	1	<input type="checkbox"/>		
(11) 今後の教育・保育の運営について(最大20点)	①補助金を活用した整備を行うことで、旭川市の教育・保育の向上に資するかどうか。	①に該当する。	0～20	0～20	<input type="checkbox"/>	旭川市の補助金を活用し整備することに関する、地域や利用者等に対するの考えについて評価していく。	